

■避難所の確保に関する取り組みについて

- ◆多くの自治体間では、食料等の生活必需品、医薬品等救援物資の提供、救急・復旧に必要な人材の派遣、児童・生徒の受け入れ等の協定を結んだ広域連携が進んでいる。
- ◆その中で、歴史的・地理的背景の中で「県境を越えた避難計画」や「府県境を越えた避難所の相互利用」の事例の概要を以下に紹介。

■事例①: 石川県加賀市吉崎町と福井県あわら市吉崎地区の共助による防災活動

- ・石川県加賀市吉崎町は同市の最寄りの小学校が河川を挟んだ対岸にしかなく、2年前から福井県側のあわら市立吉崎小学校を避難場所とする自主防災訓練を実施してきた。
- ・一方、福井県あわら市側では行政による防災訓練だけで、住民の自主防災訓練は実施しておらず、津波被害想定も石川県と異なっていた。
- ・昨年末から両地区住民で被害想定の一掃や共通の防災マップ作成などを進め、より連携を深めるため初の合同訓練を企画した。



■事例②: 京都市と滋賀県大津市による災害時における避難所の相互利用に関する協定

- ・京都市山科区音羽学区と大津市藤尾学区の住民が、災害時に互いの避難所を利用できる協定を締結。これは、府県境を越えた避難所の相互利用に関する協定としては初の締結となった。
- ・対象となる住民が相互に避難する場合には、必要に応じてそれぞれの職員を避難所に派遣する協定を結んでいる。